

沖縄県警察本部庁舎総合案内員に関する訓令

発出年月日：平成15年3月28日

文書番号：沖縄県警察本部訓令 6

公表範囲：全文（様式等省略）

改正 平成19.3 訓令 8

（趣旨）

第1条 この訓令は、沖縄県警察本部庁舎総合案内員（以下「案内員」という。）の任免、職務、報酬、勤務時間等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（任命）

第2条 案内員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員とし、警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する。

2 案内員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

（辞職等）

第3条 案内員は、任期の途中において辞職しようとする場合は、辞職願いを提出し、本部長の承認を受けなければならない。

2 本部長は、案内員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反して解任することができる。

（1） 勤務実績が良くない場合

（2） 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

（3） 案内員たるにふさわしくない非行のあった場合

（4） 前3号に規定する場合のほか、沖縄県警察職員の例に準じその適格性を欠く場合

（配置）

第4条 案内員は、警務部広報相談課（以下「広報相談課」という。）に配置するものとする。

（職務）

第5条 案内員は、広報相談課長の命を受け、次に掲げる職務に従事するものとする。

（1） 本部庁舎に出入りする者の案内に関すること。

（2） 本部庁舎を見学する者の案内に関すること。

（3） その他広報相談課長が命じること。

（勤務時間、休憩時間等）

第6条 案内員の勤務日、勤務時間及び休憩時間は、次に掲げるとおりとする。

（1） 勤務日 1週間につき5日以内

（2） 勤務時間 1週間につき30時間以内

（3） 休憩時間 1日の勤務時間が6時間を超える場合は1時間とする。

2 前項の勤務時間等の割振りについては、広報相談課長が定める。

3 広報相談課長は、特に必要がある場合においては、4週を平均して1週間の勤務日が

5日を越えず、かつ、1週間の勤務時間が30時間を超えない範囲内で、特定の週において、5日を越え、又は30時間を超えて勤務させることができる。

(服務)

第7条 案内員の服務については、沖縄県警察職員の服務に関する訓令（平成12年沖縄県警察本部訓令第9号）を準用する。

(案内員の心構え)

第8条 案内員は、次に掲げる心構えをもって職務に当たらなければならない。

- (1) 服装及び身だしなみに十分配慮すること。
- (2) 懇切丁寧な言葉及び態度で応接すること。
- (3) 迅速・的確に案内すること。

(報酬及び旅費)

第9条 案内員に支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法については、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第10号）に定めるところによる。

(災害補償)

第10条 案内員が任務遂行に関して災害を受けた場合における補償は、沖縄県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第10号）に定めるところによる。

(報告)

第11条 案内員は、勤務状況を明らかにするため、来訪者及び庁舎見学者受付状況について（報告）（別記様式）に所要事項を記載し、翌日までに広報相談課長に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第8号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

様式等省略